



2024年6月27日

各位

会社名 株式会社アルマード  
代表者名 代表取締役社長 保科 史朗  
(コード番号：4932、東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 蔵 博雅  
(TEL. 03-4334-1126)

**(開示事項の変更)「当社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分」  
に関する契約内容の一部変更のお知らせ**

当社は、2024年5月15日付「当社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」(以下、「前回プレスリリース」といいます。)にてお知らせしたとおり、2024年5月15日開催の取締役会において従業員に対し譲渡制限付株式を付与する旨を決議しておりますが、本日開催の取締役会において、前回プレスリリースにてお知らせした従業員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容を一部変更する旨を決議いたしましたので、その変更点について、下記のとおりお知らせいたします(変更箇所は下線部分)。

記

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

(変更前)

2024年7月29日から2029年7月28日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(変更後)

2029年7月28日から対象従業員の退職日後に到来する5月末日又は11月末日のうち、遅く到来する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

(変更前)

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあったこと、を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(変更後)

対象従業員が2024年7月29日(処分期日)から2029年7月28日までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

(変更前)

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合、又はその他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(変更後)

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合、社内規程又は本割当契約に重要な点で違

反したと取締役会が認めた場合等には、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

- (6) 譲渡制限期間中に、対象従業員が退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。以下同じ。）した場合の取扱い

（変更前）

記載なし

（変更後）

対象従業員が、譲渡制限期間中に当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、理由の如何を問わず、当社は本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

以 上